

まもる・いかす・つたえる 文化財保存活用にしのみや計画

西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画

平成25年7月
(2013年)

西宮市教育委員会

1 経過と目的

(1) 計画策定の経過

西宮市には、市指定文化財50件をはじめ、国指定・登録、兵庫県指定を含めた合計159件（平成25年7月現在）の指定・登録文化財が所在します。これらは、古社寺保存法（明治30年）による明治時代の指定に始まり、文化財保護法（昭和25年）に受け継がれてきたものです。また、兵庫県文化財保護条例（昭和39年）及び西宮市文化財保護条例（昭和48年）は、地域の文化財の保存と活用に大きく道を開きました。

本市では、西宮市文化財保護条例の施行に伴って西宮市文化財審議会を組織し、現在までに、53件が西宮市の重要文化財に指定されました。そのうち、八幡神社本殿など4件は、兵庫県指定文化財となりました。また、必要なものについては、本審議会での審議を経て調査・研究・保存・修理を行い、建造物、埋蔵文化財、民俗文化財、天然記念物の一部については調査を行ってその成果を公刊してきました。

昭和60年に開館した郷土資料館では、西宮地方の考古資料、民俗資料、古文書、歴史資料等を調査して、これまでに3万7千件余の資料を収集し、保存や展示等による活用を行ってきました。

西宮市文化財保護条例では第4条に、これら文化財の保護について、「市長および市教育委員会は、市民文化の向上に資するため、文化財の保護について基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施しなければならない」と定めています。文化財を取り巻く市民の意識、社会の情勢、行政のあり方等の変化するなかで、平成21年7月21日に西宮市教育委員会委員長より西宮市文化財審議会委員長に対して、「文化財の保存と活用に関する総合的な計画について」として諮問を行い、西宮市文化財審議会の審議をへて、平成24年1月27日に答申を受けました。

西宮市教育委員会では、答申を踏まえた計画素案を策定し、これについて西宮市参画と協働の推進に関する条例に基づいて、平成25年3月25日から5月12日まで意見提出手続きを実施しました。

(2) 計画の目的及び性格

この計画は、第4次西宮市総合計画が目標としている「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」の実現に向けて、文化財保護の総合的な振興を図るものであり、西宮市文化財保護条例が義務づけている「文化財の保護に関する基本的かつ総合的施策」を策定し、実施するための計画です。

この計画は、次のように位置付けられます。

① この計画は、西宮市の文化財保護についての課題とその解決の方向性を示すものです。

- ② この計画は、西宮市教育委員会が文化財保護に取り組むための指針となることを想定しています。
- ③ この計画は、国・県の施策及び「第4次西宮市総合計画」との整合を図りながら推進しようとするものです。
- ④ この計画は、文化財保護法及び西宮市文化財保護条例に定義されている文化財に関するものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成34年度までとします。なお、計画はその性格上、施策の進展に伴い必要な見直しを行います。

(4) 計画の名称

この計画の名称は、先の諮問及び答申にのっとり、「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画」とします。

2 文化財保護の基本的な考え方

西宮市は、六甲山地をはさむ北側盆地・南側丘陵地・平野等地勢上、明確な区分が存在し、それぞれに自然環境が残されています。市域の形成史からは、西宮・大社・甲東・瓦木・鳴尾・生瀬・名塩・船坂・山口の旧町村ごとにまとまりがみられます。また、農業、漁業、林業、酒造業、製紙業等伝統的生業が地域ごとにあり、特色ある文化財が伝えられています。農村地帯であった大社・甲東・鳴尾は、近代には郊外住宅地として発展しました。近代住宅地を覆うように市域全体の急激な都市化が進行するいっぽう、種々の祭礼を仲立ちとした旧来の地域における人々のつながりが継承、維持されていることも明らかになっています。

西宮市文化財保護条例では、文化財とは、西宮市の区域内にあって、市民の文化向上に貢献できる文化的所産ならびに学術上価値の高い動物、植物及び鉱物地質を指すとしています。また、その第3条には、文化財として4つの種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物）が掲げられています。

そのほか今日では、文化財には、地域、風土等を含めた文化的景観や、有形、無形、指定、未指定を問わず地域に存在する様々な文化財を、歴史的、地域的関連性に基づいて一定のまとまりをもった文化財群としてとらえ、歴史資料として新たな価値付けが可能なものを加えることができます。

これら文化財は、西宮市における自然の推移や先人の営みを知る上で欠くことができないものであり、自然や文化の多様性を維持していく上で基礎となるものです。それと同時に、文化財は、市民個人としての、またさまざまなコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成するよりどころとなるもので、市民共有の財産です。さらに、文化財は、独創的な文化活動の基礎となるものであり、人々をひきつける地域の魅力となる社会的財産でもあります。

条例では市民と行政が共に協力して文化財を保存し活用することで、市民文化の向上に役立てることとしています。市民の財産としての文化財は、保存されるだけでなく活用されることで、都市、景観、環境、観光等のまちづくり、学校教育、社会教育における人づくりに欠くことができないものとなります。

西宮市は、上に述べた文化財の特質を踏まえて、未指定を含むすべての文化財を、地域の歴史資料として総合的にとらえ、地域の未来を構築するために市民と共に調査、保存、活用を行います。

本計画では、地域の歴史資料としての文化財の保存と活用のために、次の6つの基本的な考え方を掲げ、それぞれの課題、施策及び事業について記しています。

- (1) 文化財調査の充実
- (2) 文化財保存管理の推進
- (3) 文化財活用の推進
- (4) 文化財保護意識の向上
- (5) 文化財保護環境の整備
- (6) 文化財保護の未来に向けて

3 計画の内容

(1) 文化財調査の充実

ア 文化財基本台帳の整備

(ア) 課題

西宮市には多数の文化財がありますが、法令により台帳の整備が必要な指定、登録文化財や郷土資料館収蔵資料、一般に遺跡といわれる周知の埋蔵文化財包蔵地などを除いて、まとまった台帳が整備されていません。先の阪神・淡路大震災では、多くの建造物が破壊されるとともにその中に伝えられてきたはずの未知の文化財が、その実態を知られることなく失われたと推定されます。わたくしたちの町にはどのような文化財があったのか、それにはどのような歴史が伝えられていたのか、その損失は大きなものでした。

(イ) 施策

文化財は、地域の歴史・文化・自然を知ることができるかけがえのない市民の共有財産であり、祖先から受け継ぎ子孫に伝える重要な遺産です。文化財保護法や兵庫県文化財保護条例、西宮市文化財保護条例に示された文化財の保存と活用を行おうとするときは、まず、本市域に存する文化財全体の状況を把握しなければなりません。指定・未指定を問わず、地域の文化財を総合的に保護するため、文化財を網羅した基本的な台帳-文化財基本台帳-の作成を行い、文化財に関する情報を集積します。

国、兵庫県、西宮市における文化財指定制度とともに、指定に比べて緩やかに保護する目的で国・兵庫県による文化財登録制度が設けられ、文化財保護の制度が拡充されています。文化財基本台帳は、西宮市の文化財の価値付けの基礎となり、保護の基本となるものであると同時に、文化財の指定・登録への橋渡しともなるものです。

この文化財基本台帳の整備は、本計画の基礎となる重要な施策です。

(ウ) 事業

a 指定文化財台帳整備事業

明治時代以来の国、県、市指定・登録文化財については、指定、各種変更等届出等、また、文化財パトロール等調査により随時状況把握に努めて記録作成を行っていますが、すべての指定等文化財を通じた一貫性のある台帳とはなっていません。これら指定等文化財に関わる一貫性のある台帳を整備し、保存活用に備えます。

b 文化財管理システム整備事業

史跡や天然記念物などの記念物、建造物といった土地に関わりの深い文化財については、地理情報システムを活用した文化財管理システムを整備します。

c 郷土資料館収蔵資料台帳整備事業

郷土資料館収蔵資料については、開館以降順次資料目録を作成していますが、今後も古文書及び民俗資料を中心にこれを継続するいっぽう、より利用価値の高い目録、台帳の整備を検討します。

d 未指定文化財台帳整備事業

各種調査によって明らかになった文化財をはじめ、市井にあつてすでに知られている文化財や、各種団体によって顕彰、周知されている文化財等について順次台帳を整備します。

イ 総合的調査の推進

(ア) 課題

本市域全体を対象とした調査としては、埋蔵文化財、有形民俗文化財、市史編さん事業にかかる古文書、近世以前の金石文等について実績があります。しかし、その他の分野については、調査が希薄です。また、一部の民俗文化財や建造物についても調査が実施されてきましたが、市域全体を対象とした悉皆（しっかい）調査や、特定の地域の総合的な調査は実施されていないのが現状です。

(イ) 施策

文化財の種類、所蔵者、地域等の区分ごとに、未知の資料を発見し、市域に所在する文化財の全体像を総合的に把握するために、悉皆（しっかい）調査を行わなければなりません。

また、このような全市的な調査は、文化財保護行政のみが行いうるのではなく、市役所庁内関係部署、専門家、調査・研究機関の協力を仰ぐことはもとより、ボランティア等広く市民に参画を求めてまいります。

(ウ) 事業

a 文化財調査ボランティア事業

郷土資料館では、平成18年度より、「西宮歴史調査団」として文化財調査ボランティア事業を継続し、各種見学会、報告会の実施や活動年報や調査報告書を刊行しています。今後もこの活動を継続して、未知、未報告の文化財を発見し、文化財の新たな価値付けを行って、今後の本市文化財調査の柱の一つとして充実を図ります。

b 徳川大坂城東六甲採石場詳細分布調査事業

徳川大坂城東六甲採石場は、本市丘陵部に広く分布し、新しい種類の遺跡として調査、研究が必要です。徳川氏が大坂城を再建するにあたって主に西国大名に命じた普請のうち、石垣の用材の調達先として瀬戸内一帯に広がる石切場のうちの一つです。本市の置かれた、自然的、歴史的位置を端的に表していると考えられます。この採石場跡の詳細な分布調査を実施します。

c 市内社寺等を核とした地域の総合的な調査事業

本市には、中世以前に遡る神社や古代の創建になる寺院をはじめとして、歴史ある社寺があります。これら社寺に伝えられた史料については、個別の調査が若干なされていますが、社寺及びそれを育んだ地域の総合的な調査は未着手です。社寺、地域の協力を得て、建築、美術工芸品、古文書、古記録、民俗、記念物等の調査の実施に向けて検討を行います。

ウ 緊急調査の実施

(ア) 課題

文化財は、その保護上さまざまな場面で緊急調査が実施されてきました。法令による保護の対象となっている指定等文化財及び埋蔵文化財については、調査にかかる経費負担を含めて法令等の整備が進み、一定の体制のもと調査が実施されてきました。しかし、未指定の文化財については法的基盤が脆弱（ぜいじゃく）で、十分な緊急調査を行うことがむずかしい状況にあります。

（イ）施策

埋蔵文化財や指定等文化財については、法令によりその調査への経費負担や国・県・市の所有者等への助言が定められており、これまでもそれにとって緊急調査が実施されてきました。今後もその制度を活用して、緊急調査に対応します。また、指定等文化財以外の多くの未指定文化財については、法令に基づく制度の裏付けが無く、今後は、そのような調査の方法を研究していく必要があります。

（ウ）事業

a 補助制度を活用した緊急調査事業

埋蔵文化財緊急調査事業等の国・県・市の助成制度を活用して緊急調査に対応していきます。

b 緊急調査に対応する文化財基本台帳整備事業

文化財基本台帳の整備を進めて、未指定文化財の保護の基礎とします。未指定文化財のうち位置情報の把握が調査等保護に有用なものについては、地理情報システムを活用してまいります。

エ 文化財の記録

（ア）課題

文化財は、その所在が知られることによりはじめて認知されますが、調査し記録することにより価値付けが可能となります。さらに、記録は公開されることによって広く価値を共有することができ、多くの人が文化財保護に携わることにつながります。

文化財の保存の方法に、記録保存という考え方があります。記録保存は、埋蔵文化財、建造物の保存において、詳細な調査を行い、やむを得ず、現状保存の代わりに措置とされることが多いものです。調査記録の保管だけでは、かつて所在した文化財と町や地域との関係が断絶してしまい、そこに文化財が所在したという都市や地域の記憶が失われます。

（イ）施策

経年的に変化が顕著な天然記念物や建造物、街路の石造物等は、定期的な追跡調査や情報更新を視野に入れた記録の方法をとらなければなりません。

記録の媒体としては、今後の情報の活用という側面から、電子媒体の活用が一層進むと考えられます。電子媒体の活用には、その保存方法（媒体やファイルフォーマットの互換維持等）が十分に検討されなければなりません。電子化に際しては、文化財情報が普遍的に保持する位置（地理）情報を記録し活用するためにも、地理情報システムの導入は欠かせません。

今日では、本市教育委員会において作成された文化財に関する記録は、情報として西宮市情報公開条例の適用を受けます。記録の方法の研究とともに、公開、活用にかかる研究を行います。

記録保存においては、報告書や保存記録として残すだけでなく、部分の保存や元の場所に一定の所在記録をとどめること等、より明示的で活用しやすい形での記録保存について検討します。

(ウ) 事業

a 文化財説明板整備事業

文化財説明板については、これまで指定文化財に限って所有者等の承諾を得て整備を行ってまいりました。今後は、指定文化財についての説明板の整備を継続するいっぽう、その他の文化財についても必要なものについては、説明板の設置等を行い、文化財所在情報が広く知られるよう努めます。

b 古文書等情報デジタル化事業

指定文化財の古文書を中心とした本市所有・保管古文書のデジタル化を順次行ういっぽう、将来はインターネット等を活用した公開方法を研究します。

c 文化財管理システムの拡充

平成24年より、埋蔵文化財について西宮市統合型GISの一部として文化財管理システムを稼働していますが、今後は、その他の文化財等についても順次登載を行い、可能な範囲について一般に公開します。なお、文化財管理システムについては、随時更新、追跡調査が可能なものとしています。

d 文化財資料刊行事業

西宮市文化財資料は、平成24年までに59集を刊行しています。今後も、文化財に関する調査を順次進めながら、まとまりのある調査成果については、西宮市文化財資料として刊行していきます。

(2) 文化財保存管理の推進

文化財は、常に変化します。文化財は一般に生まれてから今日までに長い年月を経過しているものであるため、すでに劣化、汚損、破損、崩壊、遷移等が進行しています。この進行を食い止めることは困難ですが、それを管理し、抑制しあるいは原状に復することにより文化財の価値を維持しなければなりません。文化財の価値を維持するための措置を保存といいます。保存には3つの方法（ア予防保存、イ修理保存、ウ保存管理計画の策定と実施）があり、それら3者を組み合わせて有効な手立てを講ずる必要があります。

保存措置は、文化財の特性、所有者・管理者の別に応じて最適な方法を選択して実施するものです。国・県・市の助成制度を活用して進めるとともに、所有者・管理者と行政との連絡を絶やさない努力が必要です。

また、未指定文化財の保存については、行政や研究機関等において研究を行い、実施可能な事業を明確にしていく必要があります。

どのような種類の文化財でも徐々に破壊、改変が進みますが、地震・水害等の天災と、予防保存及び修理保存の不備や文化財の不適切な取扱いに起因する人災は、文化財の散逸、滅失の速度を急激に加速するものです。

しかし、適切な保存措置を講じ災害に対する訓練・準備等を十分に行うことで、文化財は災害に対して抵抗力が生まれます。

ア 予防保存の推進

(ア) 課題

有形文化財及び史跡、天然記念物は、修理が必要な破損等が顕在化する以前に徐々に劣化等が進行することが多くあります。また、文化財の移動等による破損事故、火災、地震や盗難等による滅失事故等が起こる可能性があります。

(イ) 施策

予防保存は、このような破損、滅失を防止するものです。予防保存においては、文化財を日常的に管理する姿勢が重要です。具体的には、文化財管理台帳・日誌等の整備、日常点検・巡視の実施と報告があります。また、事故による滅失を未然に防ぐ方法として、各種防災・防犯装置、設備、施設の導入等があります。さらに、虫害等を低減するための措置等が含まれます。

(ウ) 事業

a 文化財パトロール事業

市内の個人所有を除く指定文化財の巡回を行うもので、文化財の確認とともに、事務連絡や保護上の相談等所有者とのコミュニケーションも重視します。

b 文化財防火デー合同立入り事業

毎年1月26日の全国文化財防火デーに合わせて、本市消防局・各消防署・電気事業者・ガス事業者とともに、各文化財所有者・管理者に対する合同立ち入り検査を実施しています。また、事業期間中に文化財所有者等が実施する文化財防火訓練に参加し、文化財防火意識の向上に努めています。

c 文化財保護強調週間事業

毎年11月3日前後に全国文化財保護強調週間が実施されることに合わせて、本市所在の指定文化財公開展や指定文化財現地公開事業を実施しており、今後も一層充実させてまいります。

d 西宮市文化財保存整備補助事業

文化財の防災・防犯について、日ごろから文化財所有者・管理者等との連絡を欠かさないうよう働きかけるとともに、指定文化財の防災・防犯設備の新設・改修・点検については助成を行ってまいります。

イ 修理保存の推進

(ア) 課題

文化財は経年による毀損（きそん）が避けられないものです。いったん毀損した文化財については、早期の修理保存を行うことにより、文化財としての価値の損失を最小限にとどめ

ることができます。ただし、修理保存には多くの経費と時間を要することが多く、それをできるだけ低減することが求められます。

(イ) 施策

修理保存が必要となった文化財については、文化財審議会等専門家の指導を仰ぎながら慎重に修理を実施します。修理には、現状保存修理、原状保存修理、復元修理等の方法があり、時期や文化財の種類によって適切な方法を選択します。なお、修理保存には多くの期間と経費を要するため、可能なものについては、事前に長期的な修理計画を立案します。

(ウ) 事業

a 西宮市文化財保存整備補助事業

毀損した文化財の修理保存について、助成と助言を行います。なお、助成により修理を実施したのものについては、公開等活用を促進します。また、国・県指定文化財の修理については、補助事業への採択を国・県に対して強く働きかけます。

b 指定文化財台帳整備事業

文化財管理システムを活用して、修理、公開、移動等の履歴を管理し、適切な時期に修理保存を行えるよう指定文化財台帳整備に着手します。

ウ 保存管理計画の策定と実施

(ア) 課題

文化財のうち、史跡のように規模が大きく野外に存するものは、自然環境の影響を直接受けるため、雑草の繁茂や壁面・斜面の崩壊、土砂のたい積、雨水の流入等、常に保存環境が変化します。また、天然記念物は、そのものが成長、遷移等により変化します。常に変化するそれら記念物については、収蔵庫等に保管される美術工芸品等の文化財とは異なる保存方法を考えなければなりません。

(イ) 施策

記念物の保護措置を短期間に実施できるものは多くありません。長期間にわたって所有者等が実施する日常的・定常的な管理と、定期的・対処的に行う修理を効果的に組み合わせて実施する必要があります。また、修理は、その都度適切な方法により適切な時期に行ってまいります。

記念物の管理は個々の文化財ごとに適切な保存管理計画を策定し、それに沿って実施することが望ましいものです。保存管理計画は所有者等が作成しますが、行政は、専門家の助言を得ながらそれに積極的に関わっていきます。

遷移等それ自体が有する特性により常に変化する天然記念物については、現状調査に基づいた目標の設定、計画に基づいた維持、管理を実施、指導します。

(ウ) 事業

a 保存管理計画策定事業

史跡西宮砲台、天然記念物日野神社の社叢を除く大部分の記念物については、保存管理計画が策定されていません。その他の史跡及び天然記念物について、保存管理計画の策定の働きかけ、助言を行います。

b 指定文化財台帳整備事業（再掲）

エ 災害対応力の強化

(ア) 課題

大規模災害に対して、文化財は総じて脆弱（ぜいじゃく）です。それは、本節冒頭に述べたとおりです。指定文化財等法令により保護対象となる文化財については、これまで述べた保存、管理の実施により大規模災害に対応することになります。

災害には、被害・損害の把握・調査・報告の迅速な対応が必要であり、日常管理計画や保存管理計画の中に調査項目や連絡網等を具体的に盛り込むことにより、所有者・管理者・行政等関係者がそれを共有することができます。

阪神・淡路大震災において得られた最大の教訓は、未知の文化財が未調査のまま失われることはいかに文化的・社会的損失が膨大か、ということでした。

阪神・淡路大震災においては、埋蔵文化財は周知の埋蔵文化財包蔵地という考え方のもと記録保存等により一定の保護が図られました。また、歴史的建造物や在家古文書の一部は、関係団体や市史編さん事業後の目録等により保護が行われました。さらに、多数の民俗文化財は片付けられ廃棄される前に郷土資料館に収蔵され、いまでは貴重な民俗文化財となっています。

しかし、それ以外の市井に散在したとみられる文化財は、失われたものが何であったのかさえ不明なままでした。このことは、文化財の保存には上述の「（１）文化財調査の充実」がいかに重要であるかを示しています。

(イ) 施策

文化財防災の基礎となる文化財基本台帳の整備においては、行政だけでなく、市民、専門家とともに全市域を網羅できる台帳整備を目指します。

大規模災害においては、文化財の保護は、所有者・管理者・行政だけでは十分に対応することができません。市民、専門家、大学等研究機関とも大規模災害を見据えた協力関係を築くことが肝要であり、文化財の被害想定、文化財の防災、破壊された文化財の復旧等災害と文化財についての研究を進め、大規模災害に備えます。

(ウ) 事業

a 文化財調査ボランティア事業

未知・未調査の文化財を調査し、記録して台帳に登載し、文化財としての価値付けの第一歩とする事業です。市内に散在する膨大な文化財は、行政や専門家だけではとうていまかないきれません。有志の市民とともにそれを調査することで新たな文化財が発見されること、それ以上に文化財調査・保護に多くの人びとが関わることで、災害時に無意識に失われることを防ぐことが期待できます。

b 文化財レスキュー連携の検討

阪神淡路大震災後の大規模災害時において、被災した地域を中心として全国の文化財保護関係機関、研究機関、大学、研究者等が連携して、いわゆる被災文化財レスキュー活動が行われるようになりました。これは、文化財指定された在家の古文書等の救出の取り組みを嚆矢（こうし）として、近年では被災した博物館・資料館・文化財収蔵庫等の文化財保管施設からの救出と一時保管、応急処置等が行われるようになりました。

本市においても、多数の文化財保管施設や大学、研究所等研究機関が所在しています。災害時にはこれら市内の機関を含め、より広域な文化財レスキュー事業の連携が行えるよう検討します。

c 文化財避難所計画の検討

大規模災害に際しては、文化財保管施設が被災する可能性があります。そのような場合には、文化財保管施設相互はもとより、一般の建物においても被災が見込まれる文化財や被災した文化財を一時的に保管し、応急処置や恒久的な保管施設への収納に備えなければなりません。そのような一時保管場所の連携や協力に関する文化財避難所計画について調査、検討を行います。

(3) 文化財活用の推進

ア 文化財活用の目的

(ア) 課題

文化財を保存し永く未来に伝えることは文化財保護の第一であることは、これまでも述べてきたとおりです。そのうえで、文化財個々の状況に応じ活用を図らなければなりません。文化財の十分な保存と、積極的な活用は、本来その目指す方向は相反するものであり、基本的には、綯（な）い交ぜにせず独立に行われるべきですが、相互に強い連携もまた必要です。

(イ) 施策

ある文化財を活用することが他の文化財の保存への関心を呼び起こしたり、一定区域の文化財を対象とした総合的な活用事業が個々の文化財の保存に目を向ける機会となったりする場合があります。社寺に所在する建造物や美術工芸品（彫刻）等のように、保存されながら活用されているのが良い例です。また、指定文化財の保存修理に際して関係者が集い会合を重ねることで、新しい人のつながりが生まれ、そのことが文化財の保存はもとより地域の活性化につながるなど、まさに、文化財の保存と活用といえるでしょう。

本計画の冒頭に記したように、文化財保護の目的は、文化財をめぐる市民文化の向上に資することですから、文化財保護の両輪としての文化財の保存と活用は、目指す方向は違ってもその目的は同じです。文化財の活用の目的は、人々が文化財に関わることによってきずなが生まれ、文化財をたいせつにする心が育まれ、豊かな市民生活が営まれることに資することです。

(ウ) 事業

文化財をたいせつにする心を育むための、文化財活用の意識啓発は、独立の事業として実施するのではなく、文化財保護事業のあらゆる側面で意識の啓発を行います。学校教育においては、出前授業や教員研修事業への講師派遣等により意識的に文化財の保存と活用を学習する機会の拡充を検討します。また、郷土資料館や公開可能な史跡での学習機会の増大をすすめます。

a 文化財保存活用の意識啓発

文化財保存活用に関する種々の事業を実施するにあたって、その意識の啓発を常に念頭において事業を実施します。

イ 文化財の多様な活用

(ア) 課題

文化財の活用において最も基本となるのは、文化財情報の公開です。文化財の所在情報は市民が文化財を活用するための基本情報であると同時に、保存のための重要な情報です。文化財に関する情報も、行政等が取得した他の情報と同様に、法令に基づいて適切で利用しやすい形で市民に公開されることが求められます。活用には、従来型の活用のほか、今後は活用における他の分野との連携と、より実態に即した地域を見据えた活用を行わなければなりません。

(イ) 施策

従来型の活用としては、調査研究報告書や文化財・歴史案内書の刊行、展示、現地公開、解説会、講座、講演会の開催等があります。また、学校教育、社会教育における教材等としての利用も多くあります。今後も、文化財保護部局主導によるこのような活用事業を継続します。

これに加えて、他の分野と協働して事業に当たるなかで文化財を活用することを重視します。すなわち、都市計画行政、環境行政、商工観光行政、種々の媒体による広報行政等の分野への積極的な情報提供と働きかけ、共同事業であり、それに関連する民間事業への協力です。

また、市民の参画と協働を推進する場合、文化財の活用は有効な手段となります。市民が地域において事業を実施するとき、そこに地域性・歴史性を求めれば、住民、地域のアイデンティティである地域の文化財にたどりつくはずで、従来、ともすれば、日本史的な文脈や汎（はん）西日本的な自然環境の説明に埋没しがちであった歴史性・地域性は、現に実在する身近な文化財を通して見ることで、より具体的に、鮮明に立ち現れてきます。このことを市民に周知することはこれまでほとんど行われてきませんでした。比較的に実施することができる活用の方策でもあります。

さらに、一歩進んで、市民自らが自らの地域史・自然史を記述しようとするとき、地域の文化財が十分に活用されることとなります。

(ウ) 事業

a 郷土資料館運営事業・分館名塩和紙学習館運営事業

郷土資料館及び分館名塩和紙学習館は、展示・講座・講演会・実習会・ボランティア事業・連携事業などを通じて、文化財の保存と活用の情報センターの役割を担っていきます。

b 指定文化財公開事業

整備や保存修理などを契機として、あるいは、恒例事業として指定文化財の公開を促進する事業を実施することで、文化財の所在が地域に周知され、それが地域における新たな活用を生みだしたり、地域のアイデンティティ形成の助けとなったりすることを期待します。

c テレビ・ラジオ番組制作への積極的な参加

これまで、西宮市コミュニティ放送さくらFM番組「歴史と文化の散歩道」や、西宮ケーブルテレビ放送番組「文化財探訪」等メディアへの企画・制作への参加を通して、より幅広い層への文化財の保存・活用意識の浸透を図ってまいりました。今後もそれら番組制作等への協力を一層進めます。また、その他のマスメディア等の取材・利用にも積極的に応えます。

d 関連事業への協力

市が進める関連事業への情報提供や助言あるいは共同開催等を通じて、多くの人びとが関わる文化財の幅広い活用を図ります。

ウ 整備事業の推進

(ア) 課題

史跡等は、適切に整備することによって見学の利便性を高め、利用を促進することができます。本市には6件の史跡がありますが、整備のための公有地化が進められた事例は少ないのが現状です。

(イ) 施策

私有地のままでは積極的な整備事業を進めることがむずかしいため、可能なものについては、公有地化を図り整備を進めます。大規模な整備は、保存管理計画の策定後に計画することとします。

(ウ) 事業

a 史跡等整備事業

平成24年に市指定史跡「老松古墳」の公有化・整備が完了し、史跡見学会等で随時公開されています。今後も公有の史跡等については順次、整備を進め、より多くの方々の目に触れ体験してもらうことで、文化財保護・地域アイデンティティの核づくり等活用を図ります。

b 史跡等環境整備事業

整備事業の有無に関わらず、活用の基礎となる見学等市民の来訪を促し、近隣住民に史跡等に対し愛情をもって接してもらえよう、除草、清掃、安全管理等、史跡等の環境整備事業を継続します。

エ 総合的な保存と活用

(ア) 課題

本市は、地域ごとに特色ある自然・歴史・伝統的生業・民俗を背景にした文化財が多く伝わっています。そのような文化財の新たな枠組みを生かす保存と活用が求められています。

(イ) 施策

地域・種類等の特色を生かし、調査によって一定のまとまりを持った文化財群を歴史資料として一体的にとらえ、総合的に保存、活用する方策を検討します。

(ウ) 事業

a 地域文化財活用拠点事業

本市は、特色ある地域が合わさって一つの市域を形成しています。その地域のいくつかには、文化財の保存活用に関わる事業を実施し、また、実施可能な団体等があります。市では、それら団体等に文化財の学習や活用事業を委託し、行政だけでは行き届かない細やかな地域の文化財の保護拠点づくりを試行します。

(4) 文化財保護意識の向上

ア 文化財に関わる人々との連携と協力

(ア) 課題

文化財に関わる人々には、所有者、管理者、学校、地域、営利非営利の団体等があります。今後は、文化財の保存と活用のため意識的・積極的にそれら人々と関わっていくことにより、連携・協力を進めることが求められます。

(イ) 施策

文化財保護の主体は所有者・管理者です。所有者・管理者は、日常的定期的に文化財に接するので、巡視、点検等による予防保存の最も重要な担い手です。いっぽう、市教育委員会は、所有者等の文化財保護業務に対し適切な助言、支援を行います。また、文化財の毀損等が発生したときや文化財の活用の相談が必要なとき、最初の連絡先となるものですから、所有者等が連絡しやすく相談しやすい環境をつくり、所有者等とともに文化財を保護するという関係の構築を目指します。

学校や地域においては、さまざまな場面で文化財が活用されます。文化財は、教室や校外学習、学校やPTA活動、地域活動等において歴史、文化、自然を扱う場面では、これまでもあまり人々の意識にのぼることなく広く活用されてきました。また、そのような場面において、市教育委員会は専門的な立場から文化財に関する正確で迅速な情報の提供や活用の支援を行ってきました。今後は、それを一層推進することはもちろんですが、学校や地域の活動においてより明示的に文化財を活用し、日常の活動に文化財が役立つことを周知していきます。人々に地域の文化財がつねに意識され地域の話題となることで、あらたな保存、活用法を模索することができます。

また、学校教育との連携においては、郷土資料館を活用した学習事業や学校教育現場への情報提供をこれまで以上に推進しますが、今後は、文化財の保存と活用における次世代の担い手を育成するという視点を合わせて事業の立案、運営を行います。

西宮市は、かつて先進的な公民館運営で知られ、いち早く立ち上げられた生涯学習大学事業や、市内の大学との連携を行う大学交流センターの運営等、市民との協働や人材の育成事業に実績があります。文化財の保護においてもそのような既存の事業やボランティア団体との連携、協力を行い、文化財保護意識の普及、啓発に関わる人材を育成することができると考えます。

また、企業活動にも地域の歴史、文化を利用しようとするものが少なくありません。そのような要請がある場合には、積極的に関わることで、新たな側面からの文化財保護につながる機会とします。

(ウ) 事業

新しい事業はもちろんのこと、既存、既出のさまざまな事業においても、人々との連携・協力を念頭において実施します。

a 文化財パトロール事業（再掲）

b 保存管理計画策定事業（再掲）

c 名塩和紙学習館紙すき推進委員会運営事業

郷土資料館分館名塩和紙学習館の運営の一部を、地元抄紙業者・地域・学校等の代表からなる推進委員会に委託して、地域の文化財である名塩紙の学習を進めています。

d 親と子の郷土史講座事業

郷土資料館において、小学校の夏期休業期間中に市内小学校及び西宮市小学校教科等研究会の協力を得て小学5、6年生と保護者を対象に郷土史講座を実施しています。講座室での講義のほか、文化財の現地見学会や文化財や地域史を題材にした実習等により、学校では味わえない郷土史学習会を催しています。

e 歴史愛好グループ連携講座事業

生涯学習大学宮水学園自主グループ「ミレニアム 2000 西宮」と協働して地域史の講座を開催しています。今後もこのような協働講座を継続します。

f 市内博物館等連携事業

市内の博物館等の展覧会、講座、講演会に後援、共催を行うほか、各館と連携して学芸員等による連続講座事業を行います。

g 西国街道連携事業

歴史街道推進協議会が進める西国街道官民連携事業に参加し、他市町行政や博物館、その他団体と連携して事業に取り組みます。

(5) 文化財保護環境の整備

ア 文化財保護体制の整備

(ア) 課題

本市において文化財保護を主管する部局は、一貫して、教育委員会事務局に置かれてきました。現在、所管課として文化財課が社会教育部に置かれています。これは、文化財保護法に基づく文化財保護事務が、教育委員会所管事務とされてきたためであり、文化財の保存と活用の精神が教育に存すると考えられてきたためです。今後も、教育委員会として文化財保護行政事務にあたり、文化財の保存と活用を推進する中核を担うことが期待されます。今後、文化財の保護業務は従来とは比較できないほど広範囲にわたり、市民生活に密着したものとして保存・活用事業が実施されることとなりますが、そのための組織及び人員の配置としては、貧弱であると指摘されています。

(イ) 施策

中核市にふさわしい文化財の保存と活用の施策を進めるにあたっては、文化財保護法等に基づき文化財保護事務を主管する部署と、郷土資料館等より市民に近い位置において文化財の活用を行う機関とを独立的に運営し、それぞれにおいて文化財の種類ごとに専門的な業務を遂行できる学芸員等専門職の配置が求められます。そのうえで、各組織が連携して運営されることで、文化財の保存と活用が両立する施策が進められるものとされます。

(ウ) 事業

a 文化財保護体制の整備

文化財の分野ごとの専門職と全体を見渡した施策を推進する人員の適切な配置等、中核市にふさわしい文化財保護体制の整備を進めていきます。

イ 郷土資料館の拡充

(ア) 課題

郷土資料館は昭和60年の開館以来、現在まで継続する特別展示、親と子の郷土史講座のほか、文化財調査ボランティア事業、歴史愛好グループと連携して開催する郷土資料館講座、館蔵資料を活用する特集展示、野外の文化財を実地見学する歴史ハイキング等、西宮地方の歴史と文化財に重点を置いた行事を企画し、本市で唯一の地域の歴史博物館としての役割を果たしてきました。常設展示においては年間約3万人の来館者を得て、平成24年度末には累計100万人を数えます。また、分館名塩和紙学習館は、実習を通じて国及び県指定文化財である名塩紙等手漉(す)き和紙を学習することができる近畿地方でもまれな施設です。

しかし、郷土資料館は、現代の地域博物館に求められる諸機能を十分に満たしているとはいえません。展示室は広さ約250㎡の常設展示室のみであり、地下に備えられた収蔵庫は近年の増設を経てもなお不足する状態です。最近の博物館においては必須となった体験学習室やボランティア活動室は設置されていません。また、地域の自然学習や小学生の郷土学習に対応した展示、小中学校への講師派遣による授業や校外学習への対応可能な人員数、それらを見通した教材・刊行物等の継続的な提供等はありません。

(イ) 施策

地域の博物館として、今日求められる機能としては、①資料の蓄積を反映し、郷土学習に対応した常設展示の運営、②重要文化財の取扱いが可能な展示及び収蔵設備、③体験学習やボランティア活動への対応、④地域や学校、団体等への講師等派遣や展示等出張事業、⑤大規模団体見学への対応があります。

また、近時、特に考慮しなければならないこととして、災害時における収蔵資料の保全があります。郷土資料館の収蔵庫には、古文書、考古資料、絵画等10件の県市指定文化財のほか、本市域収集の民俗文化財約7千7百件、市域出土の埋蔵文化財整理箱約7百箱、教育史資料約8百件など、市域の歴史を知ろうとしたときに絶対不可欠できわめて重要な資料群が収蔵されています。ところが、郷土資料館は海浜に近いうえに収蔵庫が地下に設けられていることから、大規模な津波に対して備えは十分とはいえません。東日本大震災における文化財の津波被害実態等をふまえ、本市においても、郷土資料館に収蔵された貴重な地域の資料をいかに保存するかについての研究、対策が急務です。

(ウ) 事業

a 郷土資料館整備拡充事業

上に掲げた諸問題について、現郷土資料館の充実を図るいっぽう、中核市にふさわしい総合博物館の設立を視野に入れた地域博物館施策を研究します。

ウ 市民との協働とボランティアの育成

(ア) 課題

文化財の保存と活用の推進には市民の力が必要です。今日の文化財の保存と活用には、「(4)-ア 文化財に関わる人々との連携と協力」のような文化財保護意識の向上という側面だけでなく、文化財の調査、保存、活用すべての面において活動する市民との協働が欠かせません。

(イ) 施策

郷土資料館では、すでに平成18年に文化財調査ボランティアが発足しています。市域に散在する石造物、街道等不動産的文化財の調査を行い、月例会や活動報告会、成果を活かした歴史ハイキングや展覧会、報告書刊行等活用事業のほか、古文書の読解・整理事業にも活動範囲を広げています。今後、自主活動の拡大に向けて資料館等職員がバックアップしながら、さらなる飛躍を目指します。

市民と行政との協働は、文化財の調査にとどまりません。予防保存に重要な役割を果たす文化財巡視パトロールや地域の文化財を紹介するガイド等、文化財の保存と活用の幅を広げる多様な協働を検討します。

(ウ) 事業

a 文化財調査ボランティア事業（再掲）

b 地域文化財活用拠点事業（再掲）

エ 文化財保護拠点の整備

(ア) 課題

文化財の保存と活用は、これまで文化財保護法等法の体系に沿って、市教育委員会を中心とした行政事務の一環として行われてきました。今後もその骨格を維持しながら、「(3)-エ 総合的な保存と活用」のように、地域の歴史文化を構成する文化財群、景観、のようなまとまりによる保護が必要です。そのための、専門的立場に立って施策を立案し事業を実施することができる文化財保護行政体制の整備は急務です。

(イ) 施策

体制の整備が必要とはいえ、文化財保護にかかる行政の人的、物的資源は限りがあります。いっぽう、地域の文化財は地域で保護することにより、地域での活用がまた可能となります。今日まで、地域の文化財を伝えてきた地域の市民が、容易に参加でき、文化財を学習し、保存し、活用する、いわば、地域の文化財を守る拠点づくりのような考え方を、これからの文化財保護行政の中に位置付けていきます。

地域に住まう人々が、これまで受け継いだ地域の文化財を再発見し、学習し、次世代に伝えていくことが、従来の指定文化財保護にみられる一点ごとの文化財の保護という枠を越える、総合的な文化財の保存と活用につながります。

(ウ) 事業

a 地域文化財活用拠点事業（再掲）

(6) 文化財保護の未来に向けて

文化財の保護は、これまで述べた文化財保護行政の外側にも大きく関わっています。ここでは、文化財審議会の答申において指摘された中から、今後の文化財保護に関わるべき種々の側面について簡潔に取り上げます。

ア 文化財と社会政策

(ア) 課題

文化財保護行政は、教育委員会が所管する事務として執行されてきたため、ともすれば、社会教育の側面が強調され、知らず知らずのうちに自らをその枠組みに押し込んでしまうことがあったかもしれません。

(イ) 施策

文化財は、独り教育のみに資するのではなく、広く社会の中で活用されることでより広く認知され、新しい保存と活用の側面が見いだされます。

文化財は、市民が心豊かな生活を送る上で欠くことができない大きな要素です。文化財に常に親しみ楽しむ環境が整えられることによって、いっそうの愛情をもって文化財を守り伝えることができます。

(ウ) 事業

a 文化財審議会事業

本市では、昭和48年に教育委員会の諮問機関として文化財審議会を設置し、以来、専門家による文化財保護の指導・助言・答申等を受け、53件の文化財指定、9件の市指定文化財修理事業等を実施し、市内の文化財の保存と活用に資してきました。今後も、文化財審議会の指導をいただき、文化財調査、文化財指定のほか、幅広い文化財の保存と活用を推進します。

イ 文化財と人・地域のきずな

(ア) 課題

芸術・文化の振興は、市政の重要な側面のひとつであり、地域文化振興の基礎となる地域のアイデンティティは、長い時間をかけて培われ伝えられた歴史、文化財にこそ存在するものです。

(イ) 施策

市民ひとりひとりが文化財を大切にすることはもちろんですが、文化財の保存事業、活用事業を実施するとさまざまな地域、団体の交流が生まれます。文化財を仲立ちとした人々の交流は、人・地域のきずなづくりに大きな役割を果たすものです。

地域で育まれた文化財は、地域文化振興の核となるものです。市民が、文化財の保護に深く関わることは、わたくしたちのまち西宮をより深く愛し、西宮に誇りをもって住まい続けることにつながります。

(ウ) 事業

a 地域文化財活用拠点事業（再掲）

ウ 文化財と都市社会

(ア) 課題

平成20年、西宮市は中核市に移行し、文字通り阪神間の中核にふさわしい都市政策を求められることになりました。六甲山地や北部の盆地、わずかに残る自然の海浜等を除いて市街地の拡大や都市再開発は著しく、おもに住宅の高度化・高密度化により人口は48万人、世帯数は20万を超えました。このような大規模な地方都市において、150件以上の指定・登録文化財のほか多数の文化財が特定の種類に偏ることなく保存されていることは、本市における文化財の特色であり、誇りでもあります。これは、とりもなおさず文化財を守り伝えた人々や地域の努力のたまものです。しかし、都市化の過程では、記録保存とされた埋蔵文化財を筆頭として、歴史的建造物、市街地に散在する道標等小形の記念物、維持管理が不十分となった社叢（しゃそう）、近世近代の街道筋や町並み、家々に伝えられてきた古文書や民具等が失われてきました。

(イ) 施策

市街地に点状に残る樹林や歴史的建造物に顕著なように、文化財は都市における財産として維持・管理・活用されることで保存されてきました。永く伝えられ地域に根付いた文化財の保護と、良好な都市景観の保全と誘導は、特色あるまちづくりという側面からも互いに協力すべきものです。文化財は街の記憶をとどめ、街の歴史を明らかにするものです。地域の特色ある文化財群はもとより、無形文化財や、文化財を保管し展示する博物館等も歴史文化を生かしたまちづくりに欠かせません。

都市における緑の保全と創造は都市政策上の大きな課題の一つですが、歴史的な自然としての天然記念物の保存管理事業等は直接それに寄与できるものです。

さらに、都市の観光においては、現代の都市が有する都市の魅力そのものが事業の成否を分けると考えられますが、調和のとれた自然と多重の歴史に裏付けられた都市こそ他と差別化された魅力ある都市となります。文化財を都市観光に活用することで、さらに多くの文化財保護の支援者が生まれ、未知の文化財の情報を得られる等、資することは非常に大きいと考えられます。

(ウ) 事業

- a まちづくり事業との連携強化
- b 環境学習都市推進事業との連携強化
- c 観光振興事業との連携強化

エ 文化財と高度情報社会

(ア) 課題

今日の社会を規定する重要な側面に、情報通信技術の高度化があります。西宮市ではいわゆる情報インフラの整備を早くから進めています。自治体の情報化施策は、市民すべてに有用であることが求められます。

(イ) 施策

文化財保護行政においても、早期に郷土資料館ウェブページを公開、文化財情報の蓄積とその閲覧を想定した運営を行ってきました。今後は、地理情報システム、電子図書システム、大量データ圧縮・伝送技術等を活用して、「広く、深く」文化財に関する情報の記録、保存、蓄積、活用に資する事業及びその方法の研究を推進することが求められます。

(ウ) 事業

a 西宮市情報システムとの連携事業（西宮市統合型GIS事業等）

オ 文化財と超高齢社会

(ア) 課題

西宮市の高齢化率は全国平均に比べて低い値ですが、高齢化率や独居高齢者割合は急速に上昇しています。それを受けて、西宮市第4次総合計画は、「永くなる高齢期を生き生きと過ごせるよう、日常の健康づくりとともに高齢者の地域活動への積極的な参加が求められています」と指摘しました。

(イ) 施策

こうした指摘を踏まえ、文化財に関するボランティア事業や協働事業がスタートしています。また、文化財の保存と活用に関わる者には、所有者、保持者、伝承者といった被保護者、被調査者と、それに対する保存管理者、調査者等という二つの側面がありますが、両側面において高齢者の有する蓄積と経験が発揮されるよう、その参加を促す方策が必要です。

(ウ) 事業

a 文化財調査ボランティア事業（再掲）

b 歴史愛好グループ連携講座事業（再掲）

c 民俗調査事業

本市では、郷土資料館等において市域の民俗文化財の調査を行い報告書の刊行や調査成果を生かした展示・講座等を開催してきました。報告書は7冊、関連する郷土資料館の特別展示は8回の実績があります。これら民俗調査には、長い人生を歩まれ、経験豊かな高齢者の存在が欠かせません。調査員は、伝承者の口述を通して民俗を調査し、地域そのものを明らかにしていきます。そのような調査にご協力いただくとき、ここでも民俗文化財を仲立ちにして、地域や世代を超えた人と人とのつながりが生まれ、そのつながりが新たな文化財の発見や価値付け、一層の保護につながるものが少なくありません。郷土資料館では、今後も民俗調査を通して文化財の保護につとめます。